運営委員会用

様式第２号（第７条関係）

毎月の許可書

滝沢市立小中学校開放施設利用許可（不許可）書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 滝教生第　　　　　 号

　　　令和　　年　　月　　日

　滝沢市立　　　　学校施設開放運営委員会

　　代表　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 滝沢市教育委員会

　　　　　　　　　　　教育長　太　田　厚　子

次のとおり利用を許可（不許可）します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用学校名 | 滝沢市立　　　　　　　　学校 | | | | | |
| 利用施設 | １　体育館（　ア.全面　　イ.半面　）  ２　武道場（　ア.柔道場　イ.剣道場　）  ３　屋外運動施設　　　　　　　４　その他（　　　　　　　） | | | | | |
| 運動種目  及び  利用目的 |  | | | | | |
| 利用日時 | 月日(曜日) | 開始時間 | 終了時間 | 月日(曜日) | 開始時間 | 終了時間 |
| (　) | ： | ： | (　) | ： | ： |
|  | ※　別紙参照 | | | |  |
| (　) | ： | ： | (　) | ： | ： |
| 利用(予定)人員 | 男　　　人、　女　　　人、　計　　　人（１回につき） | | | | | |
| 備　考 |  | | | | | |

　（注）１　許可条件は、裏面のとおりです。

　　　　２　施設利用後は、速やかに学校開放施設利用報告書を、教育委員会に提出してください。

許可条件

　１　貴殿（団体）のほか第三者に転貸しないでください。

　２　許可以外の目的に使用しないでください。

　３　許可した施設以外に立ち入らないでください。

　４　使用前に火災予防、危害損傷防止のため各箇所の点検を行い、使用中、使用後に火災その他の事故の発生がないよう心掛けてください。

　５　使用後は後片付け、清掃、火気の点検、消灯を確実に行い、許可時間を厳守し施錠してください。

　６　冬季間の使用に際しては、学校の指示に従い、水道の凍結防止対策を講じてください。

　７　施設、設備を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに原状に回復してください。

　８　飲酒及び喫煙は絶対にしないでください。

　９　自動車の乗り入れは指定場所を通行し、指定の場所に駐車してください。

　10　騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑をかけないでください。

　11　泥靴で入らないでください。

　12　空きビン、空カン、紙くず等は持ち帰ってください。

　13　印刷物、ポスター等の掲示をしないでください。

　14　その他、教育委員会・運営委員会の指示（利用時間や手続き期限等）を守るとともに、各利用団体の代表者・利用者等に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を提出してください。

　（教示）

　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市長に対して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。